

2026年診療報酬改定の加算に関するホームページの掲示について：

外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、医療を支える職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。

本評価料は、得られた診療報酬の全額を医療従事者の賃金改善に充当することを条件としており、当院においてもこの施設基準を満たし、届出を行っております。

患者様におかれましては、何卒ご理解と頂きますようお願い申し上げます。

【加算点数】初診時 23 点

再診時 6 点

※1点：10円

電子的診療情報連携体制整備加算 2

当院では、以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制を整えています
- ・マイナ保険証を利用できる体制を整えています
- ・電子処方箋の発行する体制を整えています
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定です
- ・個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています

【加算点数】初診時 9 点（月に 1 回）

再診時 2 点（月に 1 回）

※1点：10円

生活習慣病管理料

高血圧、糖尿病、脂質異常症の疾患を有する方が対象となります。

患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を定期的に発行します。

小児かかりつけ診療料

当院では、当院を継続して受診され、「小児かかりつけ医登録」に同意された患者さんに、「かかりつけ医」として、次のような診療を行います

- ・急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います
- ・発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います
- ・発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を提供する二次医療機関にご紹介します
- ・不適切な養育にもつながりうる育児不安などの相談に対応します

外来感染対策向上加算

当院は厚生労働省が定める外来感染対策向上加算の施設基準を満たした医療機関です。外来感染対策向上加算は、組織的な感染防止対策について厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関（診療所）において診療を行った場合、外来感染対策向上加算として受診された方お一人につき月に 1 回に限り 6 点を加算できるものです。

※1 点：10 円

発熱患者等対応加算

外来感染対策向上加算を算定している場合において、発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する患者に対して、適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合は、月 1 回に限り更に 20 点を加算する事ができるものです。

※1 点：10 円

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るために、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【加算点数】一般名処方加算 1：すべての医薬品を一般名処方した場合（8 点）

一般名処方加算 2：1 品目でも医薬品を一般名処方した場合（6 点）